



平成 29 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ボ ミ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 義 一
(コード番号：4591 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 宮 崎 正 是
TEL. 03-3440-3303

**第三者割当による行使価額修正条項付第 12 回新株予約権及び
行使価額修正条項付第 13 回新株予約権（行使条件付）の発行並びに
コミットメント契約に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 6 月 8 日付の取締役会決議において、第三者割当による行使価額修正条項付第 12 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 13 回新株予約権（行使条件付）（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 6 月 26 日
(2) 発行新株予約権数	20,000 個 第 12 回新株予約権 10,000 個 第 13 回新株予約権 10,000 個
(3) 発 行 価 額	第 12 回新株予約権 1 個当たり 310 円 第 13 回新株予約権 1 個当たり 180 円 (本新株予約権の払込総額 4,900,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：計 2,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 12 回新株予約権 1,000,000 株 第 13 回新株予約権 1,000,000 株 下限行使価額においても、潜在株式数は計 2,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,351,900,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 第 12 回新株予約権 677 円 第 13 回新株予約権 677 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、第 12 回新株予約権 407 円、第 13 回新株予約権 407 円（以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 91%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	大和証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）及びコミ

	<p>ットメント契約を締結する予定です。</p> <p>コミットメント契約においては、以下の内容が定められます。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の要請 ・ 当社による本新株予約権の行使の禁止 ・ 当社による本新株予約権の行使の条件（但し、第13回新株予約権に限ります。） ・ 大和証券による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。</p>
--	--

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の①RBM-007 の治験計画届出のための準備費用、②RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費及び③RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費、それぞれの費用のための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、割当予定先である大和証券より提案を受けたスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールが出来るものであり、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

本資金調達を実施するにあたり、当社は長期的に安定した財務基盤を維持し、臨床試験の実施に伴う将来の資金需要に迅速に対応できる機動的な資金調達手段かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。本資金調達のうち、第12回新株予約権の資金用途は主としてRBM-007の加齢黄斑変性症の臨床試験の経費に充当し、第13回新株予約権の資金用途はRBM-007の軟骨無形成症の臨床試験の経費に充当することを想定しています。

【資金調達の目的】

当社は、当社が次世代の医薬品と期待する核酸新薬として、一本鎖の核酸（生命の遺伝の仕組みを司るDNAやRNA）がもつ造形力によって、疾患の原因となる標的タンパク質に結合し、標的タンパク質の働きを阻害する核酸（以下「アプタマー」といいます。）を創製し、医療機関や患者様から求められている「Unmet Medical Needs（まだ有効な治療法が確立されておらず、医薬品の開発が強く望まれている治療分野の医療ニーズ）」の疾患に対する新薬の提供を目指しております。そのために、

当社が独自に開発した、アプタマーを利用した医薬品開発（以下「アプタマー創薬」といいます。）のプラットフォーム技術（疾患を限定せず広い範囲の創薬を対象にできる汎用的な技術）である「RiboART システム（Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System）」をベースとして、様々な疾患や創薬ターゲットに対する有効性が期待されるアプタマーを創製し、早期ライセンス・アウトを前提とした「自社創薬」と、製薬会社との「共同研究」を二つの柱として事業を進めてきました。

当社は、平成 26 年 9 月に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場して以来、公募増資により調達した資金を用いて、この事業スキームを推進してまいりました。この資金を活用して研究開発を進め、自社創薬品目の一つとして、線維芽細胞増殖因子 2 (FGF2) を標的タンパク質とし、FGF2 の働きを阻害する抗 FGF2 アプタマー（自社化合物番号 RBM-007）を創製することに成功しました。RBM-007 は、FGF2 に対し特異性が高く（つまり FGF 類縁因子を含め FGF2 以外の他のタンパク質には反応せず FGF2 のみに効果を有すること）かつ、抗体等の既存の阻害剤よりも強い阻害活性を有する（つまり FGF2 の機能を阻害する効果が強いということ）アプタマーです。

1988 年に米国の実験病理学会の機関誌である「American Journal of Pathology (Vol. 130, 393-400)」に発表された論文では、FGF2 の生理作用の一つとして、新たな血管を作る作用があると報告されています。眼科領域の疾患の一つである加齢黄斑変性症は、炎症により網膜組織の血管（健全な場合には存在しない）が新たに作り出されることが原因で発症します。この事は、FGF2 が加齢黄斑変性症の原因となっている可能性を示唆しております。

更に、1995 年に米国の細胞生物学会の機関誌である「Molecular Biology of the Cell (Vol. 6, 1861-1873)」に発表された論文では、FGF2 を過剰に生体内で発現させたマウスにおいて、体長が短縮することが報告されています。この事は、FGF2 が四肢短縮の希少疾患である軟骨無形成症の原因となっている可能性を示唆しております。

これらの知見を基に、加齢黄斑変性症において網膜組織で新たに血管を作り出す FGF2 の作用を RBM-007 で抑制することができれば、RBM-007 は加齢黄斑変性症の治療薬になり得る、更には、軟骨無形成症において FGF2 が軟骨に及ぼす作用を RBM-007 で抑制することができれば、軟骨無形成症の治療薬になり得ると考え、RBM-007 の研究開発を進めました。この結果、加齢黄斑変性症と軟骨無形成症のいずれの疾患モデル動物においても RBM-007 の有効性が実証されたため、RBM-007 は、両疾患に対する新規治療薬となりうることが明らかとなりました（研究成果の一部は米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌、平成 28 年 11 月号に掲載。Vol. 24, 1974-1986, 2016）。

なお、本日現在まで臨床ステージにある FGF2 阻害剤の報告はなく、RBM-007 を用いた医薬品の開発が成功すれば、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症の患者へ既存薬とは異なる作用メカニズムの新薬を提供することが出来ると同時に、新しい医薬市場を開拓し、当社の大きな収益につながると期待できます。この RBM-007 の可能性を考慮すれば、臨床試験実施前の現段階で製薬企業に早期ライセンス・アウトするよりも、マザーズ市場に新規上場時には想定していなかった加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床試験を実施し、RBM-007 の製品価値を高めることが、より高額なライセンス収入を得ることにつながると判断いたしました。このライセンス・アウトを実現させるために後記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の①RBM-007 の治験計画届出のための準備費用、②RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費、及び③RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費、それぞれの費用が新たに必要となり、当社取締役会は、慎重に必要性和合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、当該臨床開発のための資金調達を行うことを決定いたしました。

今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することで、アプタマー医薬品の研究開発をスピードアップし、RBM-007 について自社での臨床開発を実施して製品価値を高め、製薬会社とのライセンス契約締結に向けた活動を加速させてまいります。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が大和証券に対し、行使可能期間を 3 年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を第三者割当

ての方法によって割り当て、大和証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約及びコミットメント契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の要請】

コミットメント契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を大和証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定し、行使を要請する旨の通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行うことができる仕組みとなっております。大和証券は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日（以下「行使要請通知日」といいます。）の翌取引日に始まる 20 連続取引日の期間（以下「行使要請期間」といいます。）内に、当社が本新株予約権について行使を要請する個数（以下「行使要請個数」といいます。）と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回った場合や当社が大和証券から本新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします（以下「行使義務」といいます。）。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20 連続取引日又は 60 連続取引日における各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値（但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む 2 つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。）に、2 を乗じた数値を、本新株予約権 1 個の目的である株式の数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる 20 連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の 120%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、大和証券の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限幅幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、大和証券の行使義務の効力は消滅するものとします。

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の禁止】

当社は、その裁量により、大和証券に対し、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます。本新株予約権の行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った行使禁止通知をいつでも取り消すことができます。但し、上記の行使要請通知を受けて大和証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできません。行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使禁止通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の条件】

第 13 回新株予約権の行使は、（i）当社又は当社のパートナー企業が保有する RBM-007 を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

の確保等に関する法律第 80 条の 2 第 2 項本文に従い行われる厚生労働大臣に対する治験の計画の届出をいい、適用外国法における同等の行為を含みます。以下文脈により同様とします。)が行われた旨のプレスリリースを当社が TDnet を通じて公表したこと及び (ii) 大和証券が同届出の事実を合理的な手段で確認したことを条件とし、かかる条件が満たされた場合、大和証券は条件成就の翌取引日から第 13 回新株予約権を行使することが可能となります。

【本新株予約権の取得に係る請求】

大和証券は、平成 30 年 6 月 26 日以降のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、又は平成 32 年 5 月 26 日以降平成 32 年 6 月 4 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。大和証券が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から 3 週間以内に、別添の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、複数の証券会社に資金調達手法について打診を行う中で、割当予定先である大和証券を含む複数の証券会社からの資本金調達手法及び金融機関からの借入等の負債性調達手法を含めた資金調達の手法について提案を受けましたが、以下「【本スキームの特徴】」、「【本スキームのデメリット】」及び「【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、当該提案を含む他の資金調達方法について総合的に勘案した結果、大和証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法では、当社の裁量により行使要請通知及び行使禁止通知を行うことにより、新株予約権の行使数量及び時期を相当程度コントロールすることができるため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、行使価額が算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 91%に相当する金額に修正されること、及び第 13 回新株予約権の行使開始にトリガー条件が設定されていることから複数回による行使が期待され、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうるため、現時点における最良の選択であると判断しました。なお、本スキームのデメリットである実際の調達額が予定を下回る場合においても、臨床開発費の一部を公的資金、新規パートナー企業（本日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との共同開発等で賄うといった対応も可能であるため、当社は現時点では当該デメリットを許容できるものと考えております。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、行使要請通知及び行使禁止通知を行うことにより本新株予約権の行使に一定のコントロールを及ぼすことができるため、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 2,000,000 株（第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権の合計）で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（本日現在の発行済株式数 13,309,600 株に対する最大希薄化率は、15.03%）。なお、第 12 回新株予約権を先行して行使可能な状態とし、第 13 回新株予約権は下記⑦に記載のトリガー条件が成就した後に行使可能となるため、本新株予約権の行使による希薄化の時期の分散が期待されること。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を上回っていない限り、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使

価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができること。
- ⑤ 大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。
- ⑥ 大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑦ 第13回新株予約権は、(i) 当社又は当社のパートナー企業が保有するRBM-007を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出が行われた旨のプレスリリースを当社がTDnetを通じて公表したこと及び(ii) 大和証券が同届出の事実を合理的手段で確認したことを条件とし、かかる条件が満たされた場合、大和証券は条件成就の翌取引日から第13回新株予約権を行使することができるという「トリガー条件」が設定されるため、資金需要が発生した場合は、本新株予約権の行使の蓋然性が高くなること。

なお、軟骨無形成症の臨床試験費用が必要になった後に同臨床試験の費用の資金調達を行うのではなく、トリガー条件を設定した第13回新株予約権を発行する理由は以下のとおりです。

当社は、平成30年中に軟骨無形成症の臨床試験の開始を予定しておりますが、同臨床試験の実施に関する治験計画届出が行われ軟骨無形成症の臨床試験の実施が決定した段階で新株予約権の発行等の資金調達の検討・決定及びこれに伴う契約の交渉・締結等の手続きを行い同臨床試験の費用の調達を行う場合には、かかる検討・決定及び手続きに時間を要すること等から臨床試験の費用を適時に調達できない可能性があります。

他方、トリガー条件を設定せずに同一回号の新株予約権により軟骨無形成症の臨床試験費用も調達する場合には、軟骨無形成症の臨床試験の費用が未だ必要ではない段階でそれに充当される費用の調達を目的とする新株予約権が行使され、15.03%の希薄化が起こる可能性があります。そこで、軟骨無形成症の治験計画届出を判断基準とするトリガー条件の設定により、軟骨無形成症の臨床試験に資金が必要となるタイミングで第13回新株予約権の行使を可能とすることにより、段階的に希薄化を生じさせながら、当該資金の円滑な調達が可能になります。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、株価に連動して行使時の払込価額が下方に修正されるため、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、行使が進まず調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、別添の発行要項10項記載のとおり、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること。

- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、上記①に記載のとおり、修正日に算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。
- また、現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあります。
- コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・イシューは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておりません。このため、株主割当（ライツ・イシュー）による資金調達は適切でないと判断いたしました。
- ⑥ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれるが、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこと。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,358,900,000	7,000,000	1,351,900,000

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（第12回新株予約権及び第13回新株予約権の合計4,900,000円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第12回新株予約権及び第13回新株予約権の合計1,354,000,000円）を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等）の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,351,900 千円については、RBM-007 の治験計画届出準備費用、RBM-007 を用いた加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症に対する臨床開発費用に充当する予定であり、具体的な内訳は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
①RBM-007 の治験計画届出準備費用	258,750	平成 29 年 7 月～ 平成 30 年 9 月
②RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費	417,850	平成 30 年 4 月～ 平成 32 年 9 月
③RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費	675,300	平成 30 年 9 月～ 平成 34 年 3 月
合計	1,351,900	—

①RBM-007 の治験計画届出の準備費用

当社の RBM-007 は、線維芽細胞成長因子 2 (FGF2) に対し特異性が高く (つまり FGF 類縁因子を含め FGF2 以外の他のタンパク質には反応せず FGF2 のみに効果を有すること) かつ、抗体等の既存の阻害剤よりも強い阻害活性を有する (つまり FGF2 の機能を阻害する効果が強いということ) アプタマーです。

1988 年に米国の実験病理学会の機関誌である「American Journal of Pathology (Vol. 130, 393-400)」に発表された論文では、FGF2 の生理作用の一つとして、新たな血管を作る作用があると報告されています。眼科領域の疾患の一つである加齢黄斑変性症は、炎症により網膜組織の血管 (健全な場合には存在しない) が新たに作り出されることが原因で発症します。この事は、FGF2 が加齢黄斑変性症の原因となっている可能性を示唆しております。

更に、米国の細胞生物学会の機関誌である「1995 年に Molecular Biology of the Cell (Vol. 6, 1861-1873)」に発表された論文では、FGF2 を過剰に生体内で発現させたマウスにおいて、体長が短縮することが報告されています。この事は、FGF2 が四肢短縮の希少疾患である軟骨無形成症の原因となっている可能性を示唆しております。

これらの知見を基に、加齢黄斑変性症において網膜組織で新たに血管を作り出す FGF2 の作用を RBM-007 で抑制することができれば、RBM-007 は加齢黄斑変性症の治療薬になり得る、更には、軟骨無形成症において FGF2 が軟骨に及ぼす作用を RBM-007 で抑制することができれば、軟骨無形成症の治療薬になり得ると考え、RBM-007 の研究開発を進めました。この結果、加齢黄斑変性症と軟骨無形成症のいずれの疾患モデル動物においても RBM-007 の有効性が実証されたため、RBM-007 は、両疾患に対する新規治療薬となりうるということが明らかとなりました (研究成果の一部は米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌、平成 28 年 11 月号に掲載。Vol. 24, 1974-1986, 2016)。

なお、本日現在まで臨床ステージにある FGF2 阻害剤の報告はなく、RBM-007 を用いた医薬品の開発が成功すれば、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症の患者へ既存薬とは異なる作用メカニズムの新薬を提供することが出来ると同時に、新しい医薬市場を開拓し、大きな収益につながると期待できます。そのために、RBM-007 を用いた両疾患の臨床試験を実施するための治験計画届出の準備とその準備費用が必要です。

対象疾患は二つですが、同一の治験薬を用いるため、治験計画届出のために実施する試験項目の多くが重複いたします。そのため、支出予定時期のうち、平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月までの期間では、両疾患に対する治験計画届出の準備が並行して進み、平成 30 年 4 月から平成 30 年 9 月までの期間では、軟骨無形成症に対する治験計画届出の準備が中心となります。主要な治験計画届出の準備費用の内容は、GLP 適合非臨床安全性・毒性試験 (注) の実施費用、及び治験薬の製造・管理費用を予定しています。

治験計画届出の準備費用への具体的な充当事期は、平成 30 年 3 月期に 254,500 千円、平成 31 年 3 月期に 4,250 千円を予定しております。

(注) GLP とは、Good Laboratory Practice の略で、医薬品の安全性に関する非臨床試験、例えば

急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、催奇形性、その他の毒性試験に関して、試験の質を担保する基準のことをいいます。また、GLP 適合非臨床安全性・毒性試験とは、臨床試験の準備を目的として実施される、GLP の基準に適合した、非臨床で行われる安全性及び毒性に関する試験をいいます。

②RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費

50 歳以上の人の約 1% にみられ、欧米では失明原因の第 1 位となっている加齢黄斑変性症に対しては、網膜での異常な血管の新生を阻害する医薬品（ルセンティス、アイリーアなどの VEGF（血管内皮増殖因子）阻害薬）が開発されています。それらの実用化から約 10 年が経過しましたが、臨床上の問題点が明らかになってきました。その一つは、既存薬（VEGF 阻害薬）では効果が得られない患者がいることです。また、有効とみられた患者も 3 年程度経過すると視機能が低下し、再び失明のリスクにさらされることです。これらの要因として、既存薬の病変部での血管新生抑制能の低下とそれに伴う網膜下に発生する瘢痕病巣（加齢黄斑変性症の最終像）が関与していると考えられています。しかし、既存薬には瘢痕病巣を抑制する作用はありません。

これに対して、RBM-007 は、血管新生のみならず、失明の原因ともなる瘢痕病巣形成を抑制する作用をもつことを明らかにしました（非臨床 POC、すなわち疾患モデル動物での効果の確認）。この事は、瘢痕病巣形成に FGF2 が関与していることを示唆しています。

このような二重作用（dual action）は既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供するものと期待しております。このため当社では、RBM-007 による加齢黄斑変性症での臨床試験を実施し、ヒトでの安全性・体内動態の確認とともに有効性の確認を進めてまいります。なお、RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とする臨床試験は、眼球の器官の一つである硝子体に注射を行うため健常人に対する第 I 相試験（治験薬の安全性や体内動態を確認するための試験）は実施せずに、患者に対する第 I/IIa 相試験（少数の被験者について治験薬の安全性・体内動態の確認とともに有効性の確認を並行して行う試験）を実施いたします。

平成 28 年 4 月 26 日にロイターが配信した記事（注）によると、平成 26 年時点の全世界の加齢黄斑変性症患者数 1 億 3,500 万人のうち 1,225 万人が米国に居住していると推定されており、米国では加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験での被験者の確保を比較的容易に行うことができると考え、当社は RBM-007 による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験を米国で行うことといたしました。これに向け、カリフォルニア大学サンフランシスコ校（UCSF）メディカルセンター眼科の医師である Robert B. Bhisitkul 教授と、メディカルエキスパートの委嘱に関する契約（Medical Expert Agreement）を締結し、米国での臨床試験を行うための準備を進めております。この臨床試験における主要な費用は、医療機関費用（治験を実施する医療機関で治験に関連して負担する費用）、CRO（Contract Research Organization、医薬品開発業務受託機関）委託費用、治験薬の製造・管理費用等となります。

RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費への具体的な充当期は、平成 31 年 3 月期に 167,140 千円、平成 32 年 3 月期に 167,140 千円、平成 33 年 3 月期に 83,570 千円を予定しております。

（注）掲載 URL : http://jp.reuters.com/article/idJP00093500_20160426_00820160425

③RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費

四肢短縮による低身長（成人男性では身長が約 130cm、成人女性では身長が約 125 cm に留まる）を主な症状とし、有効な治療薬が開発されていない希少疾患の軟骨無形成症では、増殖期にある軟骨細胞の表面に現れる線維芽細胞成長因子 3 型受容体（FGFR3）に遺伝子変異が起きています。FGFR3 の遺伝子変異は、軟骨細胞の増殖を強く抑制する作用を持ちます。この軟骨細胞の増殖を抑制する FGFR3 の活性化に FGF2 が深く関与している可能性が示唆されていました。

当社が実施した、軟骨無形成症モデルマウス（FGFR3 の遺伝子を軟骨無形成症の突然変異型に人為的に改変したマウス）を用いた薬理試験において、RBM-007 は低身長改善効果を示し、軟骨無形成症に対する本薬剤の非臨床 POC が確認されました（すなわち疾患モデル動物での本薬剤の効果の確認がなされました）。

現在、このプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による創薬支援推進事業（希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業）として支援を受け、また、本疾患に対する基礎・

臨床面での様々な評価方法等を有する大阪大学医学部、及びチェコ共和国 Masaryk 大学医学部とも連携して研究開発を進めております。また、大阪大学医学部の医師である大藪恵一教授と医学専門家の委嘱に関する契約を締結し、本アプタマーの早期臨床試験の実施に向けた準備を整えております。

軟骨無形成症で対象となる患者は小児であるため、当社では RBM-007 による軟骨無形成症を対象とした臨床試験計画は慎重かつ入念に策定する必要があると考えております。当該計画については、米国への加齢黄斑変性症の治験計画届出における当局との折衝等で得た知見や、加齢黄斑変性症の第 I/IIa 相試験の経過を考慮して策定するため、加齢黄斑変性症の治験計画届出と軟骨無形成症の治験計画届出との間にはタイムラグが生じることが想定されます。軟骨無形成症の臨床試験ではまず、成人の健常人を対象に治験薬の安全性や体内動態の確認を行う第 I 相試験を実施し、治験薬の安全性や体内動態を確認したうえで、少数の小児患者を対象に治験薬の有効性の確認を行う第 IIa 相臨床試験を実施いたします。この主要な費用は、医療機関費用、CRO 委託費用、治験薬の製造・管理費用等となります。

RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費への具体的な充当期は、平成 31 年 3 月期に 81,236 千円、平成 32 年 3 月期に 139,264 千円、平成 33 年 3 月期に 227,400 千円、平成 34 年 3 月期に 227,400 千円を予定しております。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記資金使途は、平成 34 年 3 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。
3. 第 12 回新株予約権の払込及び行使により得られた資金は、①治験計画届出準備費用及び②加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費に充当します。資金を使用する優先順位としましては、①から充当する予定であります。第 13 回新株予約権の払込及び行使により得られた資金は③軟骨無形成症を対象とした臨床開発費に充当する予定であります。新株予約権の行使状況によっては、第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権の行使が並行して進むことが考えられますが、かかる場合には、②及び③に関する経費のうち支出時期が早いものより充当する予定です。なお、手取金が権利行使の未行使等により当初の想定額より下回る場合には、臨床開発費の一部を公的資金、新規パートナー企業（本日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との共同開発等により対応してまいります。
4. 加齢黄斑変性症に関し、米国で治験計画届出を行う予定であります。米国食品医薬品局（Food and Drug Administration : FDA）から追加試験等の要請を含め、様々な要因により申請が困難になること、臨床試験の中断を余儀なくされること、あるいは新規パートナー企業（本日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との提携により当社からの費用の支出が軽減されることも想定されます。その場合、RBM-007 の軟骨無形成症の臨床開発費、当社の他の開発パイプラインの開発費用等に充当する予定です。
5. 軟骨無形成症に関し、臨床試験の中断を余儀なくされること、あるいは新規パートナー企業（本日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との提携により当社からの費用の支出が軽減されることも想定されます。その場合、当社の他の開発パイプラインの開発費用等に充当する予定です。
6. さらに余剰資金が発生した場合には、自社製品の中から動物での効果が確認された製品の臨床試験実施に向けた、アプタマーの製造と GLP 適合非臨床安全性・毒性試験の実施等に係る費用に使用して、アプタマー創薬の加速化を図りたいと考えております。

平成 26 年 8 月 20 日及び平成 26 年 9 月 4 日に決議した増資（以下「前回増資」といいます。）の内容

当社は、公募による新株発行により平成 26 年 9 月 18 日に差引手取概算額 2,519,440 千円の増資を実施いたしました。上記において調達した資金の本日現在の充当状況は以下のとおりです。

具体的な用途	充当予定額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
自社創薬の各パイプラインの研究開発費	2,519,440	671,819	1,847,621

なお、上記「自社創薬の各パイプラインの研究開発費」は、当社の独自の創薬プラットフォームである「RiboART システム」を活用し、基礎・探索研究及び前臨床試験を実施するための研究開発費であります。前回増資による調達資金は、臨床試験実施に至るまでの研究開発を目的とした資金であり、その目的に従い、RBM-007 をはじめとした自社創薬の各パイプラインの臨床試験に至るまでのステージアップや新規パイプラインの創製に努めてまいりました。今後においては、前回増資による調達資金のうち未充当のものを、当初の計画通り、RBM-007 以外の自社創薬の各パイプラインのステージアップと新規パイプライン創出のために充当し、RBM-007 に続く臨床開発品や、ライセンス・アウト候補品の創出に努めてまいります。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金用途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（677 円）、当社株式のボラティリティ（57.0%）、配当利回り（0.0%）、本新株予約権に適用する割引率（▲0.1%）、当社の資金調達需要が一樣に発生すること、当社が資金調達需要に基づき継続的に行使要請通知を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先が当社の行使要請通知に基づき、又は行使禁止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、第 13 回新株予約権の権利行使が第 12 回新株予約権の権利行使完了後に実施されること等）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。

その結果、第 12 回新株予約権 1 個の評価額は 310 円、第 13 回新株予約権 1 個の評価額は 180 円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権 1 個の払込金額を、それぞれ上記評価額と同額となる第 12 回新株予約権は金 310 円、第 13 回新株予約権は金 180 円、と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 29 年 6 月 7 日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 91%に相当する金額に修正されるものの、その価額は第 12 回新株予約権及び第 13 回新株予約権の下限行使価額である 407 円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株

式の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本日現在の発行済株式数13,309,600株に対して最大15.03%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、アプタマー医薬品の研究開発をスピードアップし、RBM-007について自社での臨床開発を実施して製品価値を高め、製薬会社とのライセンス契約締結に向けた活動を加速することによって、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくことと考えており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計2,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は41,522株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(1) 名称	大和証券株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中田 誠司(平成 29 年 6 月 8 日現在)		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	1,000 億円		
(6) 設立年月日	平成 4 年 8 月 21 日		
(7) 発行済株式数	810,200 株		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	8,929 名 (平成 28 年 9 月 30 日現在)		
(10) 主要取引先	投資家並びに発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 100%		
(13) 当事会社間関係			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 20,900 株 (当社が保有している割当予定先の株式の数： 0 株)		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純資産	709,083	700,728	781,164
総資産	10,917,306	12,068,012	10,524,143
1 株当たり純資産 (円)	875,196.16	864,883.09	964,162.20
営業収益	399,876	386,659	369,158
営業利益	154,176	136,590	114,541
経常利益	155,505	138,687	116,272
当期純利益	144,365	127,032	80,859
1 株当たり純利益 (円)	178,185.21	156,791.37	99,801.97
1 株当たり配当額 (円)	85,000	86,400	—

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を

多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、前記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、割当予定先である大和証券から提案のあった本スキーム及び他の金融機関からの提案を含め、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の機動性及び蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より受けた本新株予約権の提案が最適であると判断したため、同社を割当先とする第三者割当を行うこととしました。

また、同社が、①主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③本スキームの特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と大和証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、大和証券より本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、大和証券と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における当社の上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(大和証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成28年12月20日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第25期中)に記載された平成28年9月30日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有している旨の報告を口頭で受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先である大和証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約は締結いたしません。

(6) その他

上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2) 資金調達の選択理由」に記載の内容以外に、当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成29年12月22日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ① 発行済の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により株式を発行若しくは処分する場合。本号に規定するストックオプションプランにおける当該権利の付与対象者は当社の役員、従業員、顧問、社外協力者であり、日本非居住者を含むことを確認する。
- ③ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として株式を発行又は処分する場合。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成29年3月31日現在）		
氏名	持株数	持株比率
大塚製薬株式会社	4,000,000	30.11%
全薬工業株式会社	1,025,800	7.72%
中村義一	568,000	4.27%
宮川伸	325,400	2.45%
藤本製薬株式会社	300,000	2.26%
中村恵美子	271,000	2.04%
新井計男	255,600	1.92%
中村陽子	200,000	1.51%
大和企業投資株式会社	162,200	1.22%
岩井化学薬品株式会社	160,000	1.20%

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成30年3月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、本日現在の発行済株式数に対して最大15.03%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
事業収益	479,871	121,911	93,773
営業収益	6,180	△532,389	△785,903
経常収益	13,195	△322,103	△658,864
当期純利益	10,298	△322,313	△646,603
1株当たり当期純利益（円）	0.88	△24.92	△48.83
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	254.42	231.21	183.27

（注）1. 当社は、平成26年6月28日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり純資産を記載しております。

2. 平成29年3月期の数値につきましては、当社が平成29年5月12日付で公表した平成29年3月期決算短信〔日本基準〕によるものであり、監査を受けたものではありません。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,286,600株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	491,600株	3.70%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	1,830 円	978 円	840 円
高 値	2,078 円	1,649 円	1,250 円
安 値	956 円	508 円	609 円
終 値	976 円	824 円	777 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	703 円	670 円	795 円	775 円	709 円	677 円
高 値	765 円	805 円	838 円	780 円	769 円	693 円
安 値	664 円	668 円	701 円	680 円	677 円	661 円
終 値	672 円	800 円	777 円	709 円	680 円	677 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
2. 平成29年6月の株価については、平成29年6月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成29年6月7日
始 値	685 円
高 値	685 円
安 値	661 円
終 値	677 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

平成26年8月20日決議 有償一般募集（ブックビルディング方式による増資）

払 込 期 日	平成26年9月24日
調 達 資 金 の 金 額	2,519,440,000 円
発 行 価 額	2,113.7 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	10,877,800 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	自社創薬の各パイプラインの研究開発費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成27年3月期に81,000千円、平成28年3月期に357,000千円、平成29年3月期に395,900千円、残額は平成30年3月期以降に充当
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	平成29年3月期までに、自社創薬の各パイプラインの研究開発費に671,819千円充当済み

②過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

以 上

(別紙)

株式会社リボミック第12回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社リボミック第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成29年6月26日
3. 割当日
平成29年6月26日
4. 払込期日
平成29年6月26日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
10,000個
8. 各本新株予約権の払込金額
金310円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.10円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初677円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。
10. 行使価額の修正
行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が407円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員又は当社の顧問若しくは社外協力者（当社の取締役その他の役員、従業員、顧問及び社外協力者には非居住者を含む。）に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年6月27日から平成32年6月26日まで（但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1

円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第12項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第19項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金310円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年6月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社リボミック第13回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社リボミック第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成29年6月26日
3. 割当日
平成29年6月26日
4. 払込期日
平成29年6月26日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
10,000個
 8. 各本新株予約権の払込金額
金180円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1.80円)
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初677円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。
 10. 行使価額の修正
行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が407円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員又は当社の顧問若しくは社外協力者（当社の取締役その他の役員、従業員、顧問及び社外協力者には非居住者を含む。）に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ④ 上記第(2)号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成29年6月27日から平成32年6月26日まで（但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり180円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たり180円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり180円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1

- 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第12項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第19項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
17. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金180円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年6月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
- 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. 読み替えその他の措置
- 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
24. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上